

## 労働基準監督業務の民間活用（案）

平成29年3月16日

八代尚宏

## 1. 労働基準法違反への対応

- ・ 中小企業等での賃金未払い、大企業でもサービス残業や基準を上回る長時間労働の横行
- ・ 労働基準監督官の人手不足で十分な取締りが困難。雇用者1万人当たりの監督官の数は、独1.89人、英0.93人、仏0.74人に対して日本では0.62人。米国0.28人に次ぐ低さ
- ・ 平成26年で約13万事業場（3.0%）を定期監督し、約7割の事業場で法違反を摘発。違反内容の上位は、労働時間（30.4%）、安全基準（28.4%）、割増賃金（22.1%）、健康診断（20.8%）、労働条件の明示（16.8%）

## 2. 労働基準監督署の対応

- ・ 長時間労働企業の特捜部隊として「過重労働撲滅特別対策班（かとく）」の設置
- ・ 労働基準監督署での相談業務に労働省OBや社会保険労務士等、民間専門家を活用

## 3. 提言

労働基準監督官が定めた様式の定期監督業務について社会保険労務士等の資格者を雇用する民間事業者に委託することで、本来の基準監督官をより重大な違反の可能性の大きな申告監督業務に重点的に配置できるのではないか。

- ・ 特別法で公務員と同じ権利義務を民間事業者にも義務付け
- ・ 民間事業者の守秘義務、公正な監査
- ・ 民間事業者による監査への妨害行為には業務執行妨害の適用

（注）駐車違反の取締り業務に民間事業者の活用（道路交通法の2006年改正）の前例